76) 英国の消費者保護関連法規

英国には消費者の権利保護の以下の法律有り

Sales of Goods Act 1979
（商品売買法）

Supply of Goods and Services Act 1982
（商品・サービス提供法）

Consumer Rights Act 2015
（消費者権利法）

Consumer Contracts Regulations 2013
（消費者契約規則）

Consumer Protection Act 1987
（消費者保護法）

Misrepresentation Act 1967
（偽表示法）

Financial Services and Markets Act 2000
（金融サービス市場法）

Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008
不公正取引からの消費者保護規則

76) 英国の消費者保護関連法規

法律名	内容
Sales of Goods Act 1979 （商品売買法）	＊物品・サービスは合理的な品質・用途・仕様に合致する事 ＊殆どの規定は、Consumer Rights Act 2015でデジタルプログラム・コンテンツを新規に追加・引き継がれている
Supply of Goods and Services Act 1982 （商品・サービス提供法）	＊事業者のサービスは合理的な注意・技術を持って合理的な時間・価格で遂行される事 ＊2015年9月30日までの契約に有効で、その後の契約はConsumer Right Act 2015が適用
Consumer Rights Act 2015 **（消費者権利法）**	＊消費者の権利を保護する為の包括的な法律で、商品・サービス・デジタルコンテンツの提供契約に関する規定 ＊商品の品質・適合性・不具合品に対し、30日以内は返品・返金・修理・交換等の権利を明記
Consumer Contracts Regulations 2013 **（消費者契約規則）**	＊消費者と販売者の契約に関するルール ＊遠隔契約（Online・電話・通信販売等）、14日間のCooling-off期間を明記、Cooling-off期間中は理由の如何を問わず返品・返金請求可

76) 英国の消費者保護関連法規

法律名	内容
Consumer Protection Act 1987（消費者保護法）	＊市場で販売される製品は消費者に適切な品質で安全基準を達している事が求められる ＊購入した製品が不安全・欠陥商品で有った場合、消費者は製造者・販売者に損害賠償請求権有り
Misrepresentation Act 1967（偽表示法）	＊販売者が消費者に誤解を招く虚偽・誇大な記述・申述の取引を規制 ＊虚偽・誇大な記述・申述に基づく契約で消費者が被害を受けた場合は損害賠償請求権有り
Financial Services and Markets Act 2000（金融サービス市場法）	＊金融市場の監督官庁としてFinancial Conduct Authorityを設立 ＊銀行・保険・投資・貸付等の金融サービスの提供業者は適切なライセンスを取得し、公正・透明なサービス提供
Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008（不公正取引からの消費者保護規則）	＊虚偽・誤解を招く情報や不公正な取引から消費者を保護

76) 英国の消費者保護関連法規

Consumer Rights Act 2015（消費者権利法）

＊消費者の権利を保護する為の包括的な法律で、商品・サービス・デジタルコンテンツの提供契約に関する規定

＊商品の品質・適合性・不具合品に対し、30日以内は返品・返金・修理・交換等の権利を明記

＊30日以降の返品・返金はそれが購入時から欠陥品で有った事を消費者は証明する義務有り

＊法定保証期間外は、メーカー・販売店による返品・返金・修理・交換のポリシーは異なる

https://youtu.be/eaqQX5BU5L4

76) 英国の消費者保護関連法規

Consumer Contracts Regulations 2013（消費者契約規則）

＊消費者と販売者の契約に関するルール

＊主に遠隔契約（Online・電話・通信販売等）、14日間のCooling-off期間を明記

＊この14日間のCooling-off期間とは、Online・電話・通信販売で購入した商品・サービスはそれらを受領後14日間以内は理由の如何を問わず、返品して代金の返金を求める権利有り

＊但し、個別に注文・製作された商品・食品や花などの腐敗しやすい消費期限の有る商品・封を切った音声・画像・ソフトウェア等は対象外

＊キャンセルの場合、原則消費者が返送料負担で商品を返送

＊販売者は返品受領後、14日以内に商品代金・送料の返金に応じる義務あり

76) 英国の消費者保護関連法規

	Consumer Rights Act 2015 （消費者権利法）	Consumer Contracts Regulations 2013 （消費者契約規則）
販売場所	店頭	店頭以外の遠隔販売 （Online, Telephone, 通信販売等）
返品・返金	商品が性能仕様と異なる、又は欠陥品の場合のみ、商品受領後**30 日以内**に 返品・返金・修理・交換請求可	商品受領後**14日以内**のCooling-off期間内の場合、理由の如何を問わず、 返品・返金・修理・交換請求可
返品期間後の対応	商品受領後30日以降は、それが最初から性能仕様と異なるか又は欠陥品かを 消費者が証明する必要あり	商品受領後14日以降は、商品に性能仕様と異なるか又は欠陥品かを 消費者が証明する必要あり
参考資料	こちら	こちら
法定返品・返金期間後の対応	法定保証期間外は、メーカー・販売店の 返品・返金・代替品・修理保証ポリシーにより異なる	